

指名停止措置状況書

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置建設業者名
住 所 春日市大土居 2-133
商号又は名称 (株) 塩月工業
- 2 指名停止の期間
令和 7 年 4 月 23 日から 令和 7 年 5 月 22 日まで (1 か月間)
- 3 事実概要
(株) 塩月工業は、島根県松江市における地盤改良工事において、労働者の労働災害を防止するために必要な措置を怠ったとして、令和6 年8 月27 日に松江簡易裁判所より労働安全衛生法等違反による罰金刑の略式命令を受けた。
- 4 指名停止の理由
前記事実は、福岡北九州高速道路公社指名停止等措置要領別表その 2 第 1 2 号に該当する。
従って、指名停止期間を 1 か月とする。

【指名停止等措置要領 別表その 2 第 1 2 号】

措置要件	期間
別表その 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、公社発注工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	逮捕又は公訴を知った日から 1 か月以上 9 か月以内